

個人確定申告実績と 誤り発生時の事後処理

国税庁公表の平成17年分の所得税確定申告状況によると、確定申告により申告納税額があった者は、829万4千人で、前年に較べて85万3千人増加しました。

今回は、公表内容と確定申告後に誤りがあった場合のケース別対処方法を整理してみます。

(1) 申告納税額のあった者の所得別内容

829万4千人のうち、営業所得者182万6千人、農業所得者13万8千人、その他の所得者632万9千人となっています。

その他、「都道府県別の人数、所得金額」「業種別内訳」などの統計結果を、国税庁のホームページで見ることができます。

(2) 確定申告の税額を少なく申告してしまったケース

いわゆる「修正申告」を行うことになります。

この申告はいつでもできますが、正しく計算し直した税額等と当初申告の税額等を修正申告書に記載して、追加で支払うべき税額を修正申告と同時に納付することとなります。

ただし、加算税や法定納期限の翌日から実際に納付する日までの延滞税が課されることになります。

(3) 確定申告の税額を多く申告してしまったケース

いわゆる「更正の請求」を行うことになります。原則的な更正の請求が出来るのは、法定申告期限から1年以内で、その内容に妥当性があれば、納付し過ぎの税金を還付加算金と共に還付してくれます。さらに1年以内を徒過した場合でも、職権による減額更正、嘆願書などの方法もあるのであきらめず検討してください。

(4) 申告を行い忘れていたケース

いわゆる「期限後申告」を行うことになります。この申告もいつでもできますが、申告時に納付すべき税額を同時に納付しなければなりませんし、追っかけ無申告加算税・延滞税、さらには住民税も追加納付することになります。

ナマの税務相談室

Q 平成17年5月10日死亡の父甲の相続税調査を受けていますが、甲のA銀行普通預金の17年3月10日出金320万円について質問を受けています。

A 出金内容は、通帳には税金とあるわけですね。

Q ハイ、私の贈与税を父が納税期限直前に納付してくれたものです。内容として贈与税の納付書を見せました。署では税金の贈与と指摘されました。

A まさしくそうではないですか。18. 3. 15までに、あなたの贈与税の申告もない。

Q 父は、当時私がお金もなく、父自らの贈与税の申告をしてくれてから、私の税の財源をどうするか苦慮していました。実は16年秋に父の援助もあって銀行借入により自宅を新築しましたが、完成後いくばくもなく妻が大病で倒れ、銀行への返済も滞りがちでしたから父

が立て替えてくれました。

A 故父上と貸借契約書の作成もない。…取り敢えず贈与税を払っておけば追求されないのでは、

と父子とも思ったのではないですか。

Q 確かにそういう気持ちも…。署では、父が税金相当額を立て替えたが、私と決めしないまま急死した。320万円は生前贈与で遺産とみなすから…というのです。

A 実務的な署の考え方、…指摘ですね。

Q 先生、私は17. 3. 10当時は銀行借入も3ヶ月余滞っており、資力喪失の状態になりました。贈与税は或いは免除？ではと。

A 資力喪失とは判断できません。建物があり、借入金を差引いても、1500万円余の純資産相当額があるといえます。署の指摘どおり、みなし遺産となりましょう。

[参考] 相法7 同基通7-4

ナマの税務相談室